

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和7年1月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定の給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 令和5年住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 (2) 令和6年住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 (3) 令和6年住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務
③システムの名称	(1) 住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム (2) 中間サーバー (3) 番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下番号法) 第9条第1項 別表135の項 (2) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 (3) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号 別表第2の121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民総務部 市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部 社会福祉課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7087
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修 ・事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和6年4月1日	②事務の概要	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に寡計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）の世帯主に対して、1世帯あたり3万円を支給する	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。）、の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務	事後	
令和6年4月1日	2. 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル	住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル	事後	
令和6年4月1日	法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下番号法） 第9条別表第一の100 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第73条 (3)番号法別表第一告示（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示）5号	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下番号法） 第9条第1項 別表第一の101の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	事後	
令和6年4月1日	正しい値判断項目 1対象人数 時点	令和3年12月10日	令和5年12月1日	事後	
令和6年4月1日	正しい値判断項目	令和4年2月8日	令和5年12月1日	事後	
令和6年12月18日	②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。）、の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。）、の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 (2)令和6年住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務	事後	
令和6年12月18日	法令上の根拠	1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下番号法） 第9条第1項 別表第一の101の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下番号法） 第9条第1項 別表第一の101の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 (3)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	
令和6年12月18日	正しい値判断項目 1対象人数 時点	令和5年12月1日	令和6年6月3日	事後	
令和6年12月18日	正しい値判断項目	令和5年12月1日	令和6年6月3日	事後	
令和7年1月29日	②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。）、の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 (2)令和6年住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。）、の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 (2)令和6年住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務		
令和7年1月29日	法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下番号法） 第9条第1項 別表第一の101の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 (3)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下番号法） 第9条第1項 別表第10の項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 (3)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条		
令和7年1月29日	正しい値判断項目 1対象人数 時点	令和6年6月3日	令和6年12月13日		
令和7年1月29日	正しい値判断項目	令和6年6月3日	令和6年12月13日		